

京都市告示第 85 号

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成20年4月21日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
友愛吉田歯科医院	下京区烏丸通塩小路上る東塩小路町721番地の1	平成20年2月25日
シモムラ歯科クリニック	伏見区京町三丁目171番地 岸和田ビル	平成20年2月24日
マナブ歯科向島医院	伏見区向島二ノ丸町151番地の3	平成20年2月24日
ナカノ薬局 大塚店	山科区大塚森町15番地	平成20年3月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)